

## 新やまがた就職促進奨学金返還支援事業【企業連携支援枠】

### 登録企業等募集要項

山形県では、県内企業等の人材確保と若者の県内就職促進を目的として、大学等を卒業後に県内で定住・就業する学生の奨学金返還を、県と県内企業等が協力して支援する「新やまがた就職促進奨学金返還支援事業【企業連携支援枠】」（以下「支援事業」という。）を実施します。

つきましては、以下に記載のとおり事業の趣旨に賛同いただける企業等を募集します。

◎ 支援事業の詳細については、別添「新やまがた就職促進奨学金返還支援事業【企業連携支援枠】」事業内容説明書をご覧ください。

#### 1 登録企業等の要件

支援事業へ登録できる企業等は、次のA又はBのいずれかに該当する者で、かつ次の(1)から(4)をすべて満たす者とします。

A 人材確保を図ろうとする山形県内に事業所を有する法人や個人事業主

B 県内企業等を中心とした共同体組織や県内企業等を支援する団体

(1) Aの場合、事業内容説明書記載の助成対象者の要件を満たす者を、正規雇用（※）の従業者として山形県内の事業所において長期間継続して雇用する予定があること。

（※）正規雇用とは次の全てに当てはまる雇用形態とします。

- ① 期間の定めのない労働契約をしていること
- ② 所定労働時間が、同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じであること
- ③ 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇給の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されていること

(2) Bの場合、各団体が人材確保を推進する県内企業等又は業種への助成候補者の就業及び定着が円滑に行われるために必要な調整、事務等を行うことができること。

(3) 国税及び地方税のいずれの税目についても滞納がないこと。

(4) 次の①から⑩のいずれにも該当しないこと。

- ① 法令に基づき、労働保険及び社会保険に加入する義務があるにもかかわらずこれらに加入していない、又は、これらに係る保険料等を滞納している者
- ② 過去1年間に労働関係法令に違反した者
- ③ 接待飲食等営業又は性風俗関連特殊営業を行う者（委託を受けて業務を行う事業主を含む）
- ④ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
- ⑤ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）である者
- ⑥ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与している者

- ⑦ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等している者
- ⑧ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- ⑨ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑩ その他、本事業の信用を損なわせるおそれのある者

## 2 登録企業等の責務

- (1) 登録企業等は、支援事業【企業連携支援枠】の助成候補者の認定を受けた者を正規雇用により採用し、3年を経過した場合、当該助成候補者へ支援する額（加算分を除く）の1/2に相当する額を県に設置する基金へ出捐（寄附）するものとします。
- (2) 登録企業等は、支援事業を適用する就業者の人数（以下「採用予定枠」という。）を予め県に登録し、採用枠に達するまで助成候補者の雇用、就業が達成されるよう努めるものとします。
- (3) 登録企業等は、原則として、県に予め登録した採用予定枠を超えて助成候補者を雇用し、又は就業させ、支援事業を適用する就業者とすることはできません。  
ただし、助成候補者を雇用することが困難になった他の登録企業等に代わって雇用する場合等、事前に県と協議の上、県が特に認めた場合はこの限りではありません。
- (4) 登録企業等は、登録企業等のホームページや広報物を活用し、学生等に対し支援事業の周知に努めるものとします。
- (5) 登録企業等は、助成候補者の就業促進を図るため、業界・企業情報の提供、説明会、インターンシップの受入れ等、助成候補者が業界や企業を研究する機会の創出に努めるものとします。
- (6) 登録企業等は、助成候補者から各種証明書類の発行等、支援事業に係る手続きについて対応を求められた場合には、誠実かつ速やかに対応するものとします。
- (7) 登録企業等は、女性をはじめとする若者が働きやすく活躍できる就業環境の整備に努めるものとします。
- (8) 登録企業等は、支援事業への応募者等に関する個人情報について、法令及び別記「個人情報取扱特記事項」の規定に従い適切に取り扱うものとします。

## 3 出捐（寄附）について

### (1) 出捐（寄附）額について

登録企業等が出捐（寄附）する額は、居住・就業の要件を満たした助成候補者（以下、「助成対象者」という。）に係る返還支援額（加算分を除く）の2分の1に相当する額になります。

認定を受ける学年によって返還支援額が異なりますので、以下をご参考ください。

〈返還支援額の目安〉（4年制大学の場合）

認定を受ける学年	返還支援額※	出捐（寄附）額
1年生	134万8千円	62万4千円
2年生	103万6千円	46万8千円
3年生	72万4千円	31万2千円
4年生	41万2千円	15万6千円

※ 返還支援額は2万6千円×対象月数+加算分10万円（加算分は県のみ負担）  
返還支援額は支援までの返還状況により異なる場合があります。

- (2) 出捐（寄附）の時期について  
助成候補者の居住・就業の要件を満たした後（3年経過後）とします。

#### 4 登録企業等に関する情報の公表

県は、登録企業等に関する情報（名称、所在市町村、業種、URL、採用予定枠及び助成要件等）を、県のホームページその他の助成候補者の募集に関する資料において公表するものとします。

#### 5 助成候補者の就業促進のための県の支援

- (1) 県は、登録企業等が助成候補者に対して業界・企業情報の提供、説明会、インターンシップの受入れ等を実施するにあたり、必要な支援を行うものとします。
- (2) 県は、(1)のほか助成候補者の就業促進を図るために必要な取組みを登録企業等と連携して実施するものとします。

#### 6 応募・登録

##### (1) 応募書類

登録企業等に応募する場合は、次の①から⑤までの書類を提出すること。

- ① 新やまがた就職促進奨学金返還支援事業【企業連携支援枠】登録申込書(別添様式1)
- ② 誓約書(別添様式2)
- ③ 履歴事項全部証明書(3か月以内に発行されたもの)  
(法人以外の場合は、団体の規約又は税務署に提出した開業届の写し等、団体等の所在、事業目的等を証する書類)
- ④ 直近期の決算関係書類(貸借対照表、損益計算書)の写し  
(法人以外の場合で決算関係書類の提出が不可能な場合は、税務申告書類の写し等、これらの書類に代わる財務状況を証する書類)
- ⑤ 登録企業等の概要(企業、団体等の概要が分かる会社案内、パンフレット等の資料)

##### (2) 応募書類の提出先

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号 (山形県庁8階)  
山形県 産業労働部 産業創造振興課 地域産業振興担当

##### (3) 登録決定

応募内容を審査し、登録を決定した場合は文書により通知します。  
応募者多数の場合は採用予定枠の調整をお願いする場合があります。  
登録申込書記載の助成対象者の要件等について修正をお願いする場合があります。

##### (4) 登録内容の変更、登録の取り止め

登録後、登録内容に変更があった場合は、速やかにその旨を県に連絡してください。  
登録企業等が、1の登録企業等の要件を満たさなくなったとき又は登録継続の意思を失ったときは、登録取りやめ届出書(別添様式3)により、速やかにその旨を県に連絡してください。

##### (5) 登録の取消し

次のいずれかに該当するときは、登録を取り消します。

- ① 登録企業等が県に提出した書類の内容に虚偽の記述があったとき。
- ② 1の登録企業等の要件を満たさないことが明らかになったとき。
- ③ 法令に違反する等、登録企業等として著しく不相当であると認められる状態に至

った、又はその状態にあることが判明したとき。

■ その他（寄附金の税法上の取扱い）

(1) 法人税

地方公共団体への寄附金として、税額算定にあたり全額が損金に算入されます。

(2) 所得税

特定寄附金として、所得税の算定にあたり一定の金額が所得から控除されます。

※ 税法上の取扱いの詳細については、各地域の所轄の税務署に確認してください。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 登録企業等は、個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。))又は個人識別符号が含まれるもの。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 登録企業等は、支援事業に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。支援事業に関する事務が終了し、又は登録が解除された後においても同様とする。

(保有の制限)

第3 登録企業等は、個人情報を保有するときは、支援事業に関する事務の遂行のため必要な場合に限り、かつ、その利用目的を特定しなければならない。

2 登録企業等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 登録企業等は、県の承諾があるときを除き、利用目的を変更してはならない。

(漏えい、滅失及び毀損の防止)

第4 登録企業等は、支援事業に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 登録企業等は、支援事業に関して知り得た個人情報を支援事業又は登録企業等の行う人材確保のための活動以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 登録企業等は、県の承諾があるときを除き、支援事業に関し県から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 登録企業等は、支援事業に関する事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の保護に関する法律により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

2 支援事業に関する事務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記する。

(資料等の返還等)

第8 登録企業等は、支援事業に関する事務を行うために、県から提供を受け、又は登録企業等自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、県から指示があった場合は直ちに県に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、県が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(安全管理の確認)

第9 県は、支援事業に関する事務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、登録企業等における管理体制及び実施体制や個人情報の管理について、随時調査により確認できるものとする。

(事故発生時における報告)

第10 登録企業等は、上記の各事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに県に報告し、県の指示に従うものとする。

(違反した場合の措置)

第11 県は、登録企業等が記載事項に違反した場合は、支援事業への登録を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。